

森林環境保全整備事業

第 1 趣旨

森林は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域ニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。

このため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

第 2 事業区分及び事業の内容等

森林環境保全整備事業の区分毎の事業内容、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1 森林環境保全直接支援事業

(1) 事業内容

ア 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗及びコンテナ苗の植栽を含む。）、播種、施肥及び特殊地拵え（低質林等における前生樹の伐倒、除去）とする。

(ア) 樹種及び植栽本数

- a 育成単層林整備の人工造林の植栽については、スギ、ヒノキ、サワラ、アカマツ、カラマツ、モミ、トウヒ、クヌギ、ナラ、シラカンバ、ケヤキ、イヌエンジュ、キハダ、ブナ、ホオノキ、クリ、ミズメ、トチノキ、カツラ、ハリギリ、ヤマザクラ、サワグルミ、その他森林造成上、局長が適当と認める樹種。
- b 森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「環境保全運用」という。）1の(20)の規定による承認が必要な場合は、予め局長は部長に協議するものとする。
- c 補助対象とする樹種の植栽本数の範囲は、1ha当たり次のとおりとする。
 - (a) アカマツ 2,000本～4,000本（4,001本以上は4,000本とみなす。）
 - (b) スギ・ヒノキ 2,000本～3,500本（3,501本以上は3,500本とみなす。）
 - (c) その他の針葉樹 2,000本～3,000本（3,001本以上は3,000本とみなす。）
 - (d) 広葉樹2,000本～4,000本（4,001本以上は4,000本とみなす。）
 - (e) 大苗木については、別途定める。
- d 使用苗木
 - (a) 林業種苗法（昭和45年法律第89号）及び同法関係法令並びに林業種苗法施行細則（昭和46年1月7日長野県規則第1号）の規則に違反して生産又は移入された苗木でないこと。
 - (b) 需給調整要領に則る苗木であること。
 - (c) 苗木の規格は前号の長野県山林種苗需給調整要領に規定する山林種苗需給協議会が定めたものであること。

(イ) 地拵え

地拵えを実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽

又は播種を実施するものとする。

(ウ) 特殊地拵え

a 次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

(a) 立木の蓄積が1ヘクタール当たりおおむね30立方メートル以上80立方メートル以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1ヘクタール当たりおおむね100束以上の竹林）において行うものであること。ただし、保全松林緊急保護整備の特殊地拵えについては、この限りではない。

(b) 立木の蓄積が1ヘクタール当たりおおむね30立方メートル以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は保全松林緊急保護整備の松林保護樹林帯造成として行うものであること。

b 特殊地拵えを実施した場合は、原則としてその実施の翌年度から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。

c 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20パーセントの範囲内とする。

d 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。

イ 樹下植栽等

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 樹下植栽

優良な育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分（「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める長期育成循環施業の対象森林にあつては上層木がⅣ齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。

(イ) 天然更新補助作業

天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、及び林木の枝葉の除去。

(ウ) 樹種及び植栽本数

a 樹種はアの(ア)のa、bに準ずる。

b 補助対象とする樹種の植栽本数の範囲は、1ha当たり次のとおりとする。

(a) アカマツ 600本～4,000本 （4,001本以上は4,000本とみなす。）

(b) カラマツ 600本～2,300本 （2,301本以上は2,300本とみなす。）

(c) その他の樹種 600本～4,000本 （4,001本以上は4,000本とみなす。）

(エ) 地拵え

樹下植栽の地拵えについては、アの(イ)に準ずる。また、天然更新補助作業で地拵えを実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度から起算して2年を経過して更新が図られていないと局長が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

ウ 下刈り

植栽により更新したⅡ齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合はⅠ齢級以下（植栽木の健全な成

長を促すために必要な場合はⅡ齢級以下)。複層林においては下層木がⅤ齢級以下)の林分又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下(複層林においては下層木がⅧ齢級以下)の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。

エ 雪起こし

植栽により更新したⅤ齢級以下の林分、又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし(オの倒木起こしに該当するものを除く。)とする。ただし、成立本数の30%以上が倒伏した林分を対象とする。

オ 倒木起こし

植栽により更新したⅤ齢級以下の林分において行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。実施期間は、倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。ただし、成立本数の30%以上が倒伏した林分を対象とする。

カ 枝打ち

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものとする。ただし、成立本数の60%以上を実施するものを対象とし、枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。また、スギ、ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に行うものとする。

(ア) Ⅵ齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去。

(イ) XⅡ齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去。

(ウ) XⅧ齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去。

キ 除伐

下刈りが終了したⅤ齢級以下(天然林にあつてはXⅡ齢級以下)の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰とする。

(ア) 伐採率

不用木の除去(育成しようとする樹木以外の木竹であつて、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。)のみを実施する場合は、原則として不用木を全て除去するものとする。

(イ) 補助事業の間隔

過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。

ク 保育間伐

適正な密度管理を目的としてⅦ齢級以下(天然林にあつてはXⅡ齢級以下)の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰とする。

(ア) 伐採率

a 下限

不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。以下同じ。)は、育成しようとする樹木の立木本数のおおむね30%以上とする。

ただし、豪雪地帯特別対策措置法(昭和37年4月5日付法律第73号)に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪地帯市町村及び気象害の発生が明らかに予想される場合は、立木本数の20%以上を伐採する場合に補助対象とする。

b 上限

不良木の淘汰の上限は、本数率では特に設けないが、立木材積では35%以内の伐採を補助

対象とする。

(イ) 玉切及び玉切・整理

「玉切」及び「玉切・整理」は施行地面積又は伐採本数の8割以上を実施するものとし、「玉切・整理」であっては次のa～dのいずれかに該当する箇所を実施するものとする。

- a 伐採木の流出等により公共施設等への被害が予想される、人家・道路・河川等の上側おおむね100mの箇所
- b 間伐推進の観点からPR効果が高く、かつ保全対象施設が存在する車道からおおむね100mの箇所
- c 実施後、伐採木のおおむね8割の有効利用が予定されている箇所
- d その他必要と認められる箇所

(ウ) 補助事業の間隔

キの(イ)に準ずる。

(エ) 気象害等の被害での特例

火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合には、次により実施するものとする。

- a 二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合においては、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。
- b 人工林にあってもXⅡ齢級まで実施することができる。

ケ 間伐

適正な密度管理を目的としてXⅡ齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであって市町村森林整備計画に定められている標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積とする。

(ア) 伐採率

クの(ア)に準ずる。

(イ) 玉切及び玉切・整理

クの(イ)に準ずる。

(ウ) 補助事業の間隔

キの(イ)に準ずる。

コ 更新伐

次の(ア)～(エ)のいずれかに該当するもので、XⅧ齢級以下の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであって市町村森林整備計画に定められている標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合はX齢級以上の場合に限る。）で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積とする。

(ア) 択伐

育成複層林の造成及び育成を目的として行うものであって、次の(イ)～(エ)のいずれにも該当しないもの。

(イ) 長期育成循環施業

一定の林齢（X 齢級以上）に達している人工林において、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。）に基づいて、X 齢級以上の人工林において行う個別林分型又はモザイク林誘導型の更新伐。

(ウ) 人工林整理伐

人工林において天然更新を図り、針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として行うもの。

ただし、(イ)の一環として行うものを除く。

(エ) 整理伐

天然林の質的・構造的な改善を目的として行うもの。

(オ) 伐採率

a 下限

クの(ア)のaに準ずる。ただし、整理伐であって、萌芽更新等が可能と見込まれる場合は、当該林分の主林木のおおむね70%以上を伐採するもの（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない）とする。

b 上限

森林経営計画の施業の実施に関する基準や長期育成循環施業通知に基づいて行うほか、人工林整理伐にあつては、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

(カ) 玉切及び玉切・整理

クの(イ)に準ずる。

(キ) 補助事業の間隔

キの(イ)に準ずる。

(ク) 気象害等の被害での特例

クの(エ)のaに準ずる。ただし、森林病虫害等防除法第2条第1項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害拡大防止のために実施する場合は、補助対象材積の上限を200m³/haとする。

サ 付帯施設等整備

ア～コのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備（ただし、(ア)のbについてはこの限りでない。）とする。

なお、要綱第3の(5)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当概一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

(ア) 鳥獣害防止施設等整備

a 施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等整備とする。

(a) 対象地域及び実施時期

野生鳥獣による被害が継続している地域において実施するものとし、当該野生鳥獣防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の開始時期の2年前から当該施業の実施後5年を経過するまでの間に実施できるものとする。

(b) 対象施設等

実施する施設は、忌避剤、防護柵、食害防止施設、剥皮防止テープとし、標準単価に

使用する類似製品がない場合については、3の(1)の規定に基づく協議を行い、必要に応じて標準単価を設定するものとする。

なお、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地(予定地を含む。)が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

b 施設改良

既設の鳥獣害防止施設(市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。)の改良であって次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(a) 森林整備事業の実施における標準的な規格(過去に示されたものを含む。)に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。

(b) 防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、地震その他の異常な天然現象やこれらに帰因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。

(ウ) 林床保全整備

造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。

造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の開始時期の2年前から当該施業の実施後5年を経過するまでの間に実施できるものとする。

(エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。

なお、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施後おおむね3年間実施できるものとする。

シ 森林作業道整備

継続的に使用され、かつ、「森林作業道作設指針の制定について」(平成22年11月17日付け林整備第656号林野庁長官通知。以下「作業道作設指針」という。)に基づく森林作業道作設指針に適合する作業道(以下「森林作業道」という。)及び長野県森林作業道作設マニュアルを参考にした開設及び改良(暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧(以下「作業道復旧」という。)を含む。以下同じ。)であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、かつ、(4)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると局長が認めるものとする。

なお、要綱第3の(5)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当該一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

(ア) 森林作業道整備の先行実施

当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

(イ) 森林作業道の改良

森林作業道の改良については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、作業道復旧の場合は、aの開設後の経過年数及びbの要件は適用しないものとする。

- a 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。bにおいて同じ。）であって、開設後3年以上を経過したものの改良であること。
- b 当該森林作業道の開設又は前回は改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。
- c 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
- d 改良の内容については、作業道作設指針第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(ウ) 森林作業道の継続的使用

以下（4）に定める「事前計画」に記載された、森林作業道作設指針に適合する既設の森林作業道において、当該森林作業道と同一線形や施業対象区域の拡大を伴わない森林作業道の開設などの森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道整備は実施できないものとする（森林作業道の復旧を除く）。

(エ) 単価協議

標準単価と異なる仕様等で整備を実施する場合は、3の(1)の規定に基づく協議を行い、必要に応じて標準単価を設定するものとする。

(2) 事業主体

ア 要綱別表の当該事業の1に係るもの

森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者又は特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者（以下「計画策定者等」という。）及び森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条2項の規定により県が公表した民間事業者（以下民間事業者）という。）とする。

なお、鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備及び森林作業道整備の事業主体は、当該事業と一体的に行うべき施業の事業主体と異なっても差し支えないものとする。（以下、第2の各事業において同じ。）

イ 要綱別表の当該事業の2に係るもの

市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を

拋出しているもの。)をいう。以下同じ。)、特定非営利活動法人等(森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。)、森林法施行令第11条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)及び森林法第10条の10第2項に規定する要間伐森林(以下「要間伐森林」という。)に係る森林経営管理法附則第4条の規定による改正前の森林法(以下「旧森林法」という。)第10条の11の2第1項第2号に規定する契約の締結に関し森林法第10条の11の4第1項(森林法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する知事の裁定を受けた者(以下「施業代行者」という。)とする。

(3) 事業規模等

ア 1 施行地

(1)のア～コの事業規模は、1 施行地の面積が0.1ha以上。

なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とする。(以下、第2の各事業において同じ。)

イ 間伐、更新伐

間伐、更新伐については、アに加えて、次の(7)又は(イ)のいずれかに該当するもの。(要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。)

(7) 森林経営計画に基づいて行う場合

第5の1に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに、次のa、b又はcのいずれかに該当するもの。

ただし、現に認定を受けている森林経営計画(以下、「現計画」という。)において森林経営計画の持続性があることが確認できる場合は、現計画と旧計画の両計画に計画され、かつ、両計画の計画期間にまたがって行なわれた間伐及び更新伐の施行地については、当該施行地の面積及び搬出材積の全てを現計画に基づくものとして取り扱うことができるものとする。

a 通常

間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ha以上であり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上。

ただし、1森林経営計画内において間伐及び更新伐を実施すべき施工地の面積の合計が5ha未満の場合は、原則として当該施行地の全てにおいて間伐及び更新伐を実施、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上。(間伐を実施すべき施行地の面積とは、森林経営計画において計画した間伐面積(1 施行地の面積が0.1ha以上のものに限る。)の合計とし、新たに森林経営計画対象森林(ただし、計画的間伐対象森林を含むものに限る。)を追加し当該森林経営計画において計画した間伐面積から実施済みの間伐面積を減じて得た面積が5ヘクタール未満の場合において、1回を限度として準用できるものとする。また、地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して実施することが困難であると局長が認める場合には、複数年に分割して実施できるものとする。)

b 森林共同施業団地

「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」(平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通達)に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地(以下「森林共同施業団地」という。)の設定に係る協定の対象となっている民有林(以下「森林共同施業団地対象民有林」という。)で実施される場合にあっては、1 森林共同施業団地当たりの間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が2.5ha以上(1 森林経営計画の対象森林とし、かつ、間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施され

たと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積の合計が5ha以上である場合に限る。)であり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上。

c 隣接又は路網で接続している施行地

a又はbに該当しない施行地のうち、過去に森林環境保全直接支援事業の間伐が実施されておらず、a又はbに該当する施行地(当該施行地が複数存する場合はそのいずれかの施行地)と隣接又は路網で直接接続している施行地について、a又はbに該当する施行地と一体的に施業を実施する場合にあっては、当該施行地の面積の合計がa又はbに該当する施行地の面積の合計以下。(当該施行地においては、a又はbに該当する施行地と一体的な施業を行うことにより、伐採木の搬出集積を行うよう努めるものとする。)

(イ) 特定間伐等促進計画に基づいて行う場合

「多様な森林整備促進のための集約化の促進について」(平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知)に定める集約化実施計画の対象森林又は森林共同施業団地対象民有林で実施する場合に限るものとし、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、第5の1に定める補助金の交付申請ごと、かつ、集約化実施計画ごとに、次のa又はbのいずれかに該当するもの。

a 通常

施行地の面積の合計が5ha以上であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上。

b 森林共同施業団地

森林共同施業団地対象民有林で実施する場合にあっては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ha以上(間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施工地の面積の合計が5ha以上である場合に限る。)であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上。

(ウ) 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画(以下「実施権配分計画」という。)に基づいて行う場合は(イ)の規定を準用するものとし、その場合において、「森林経営計画」とあるのは「実施権配分計画」を読み替えるものとする。

ウ 育成複層林の面積

育成複層林において、上層木と下層木を区分して実施する事業地の面積については、上層・下層木の成立本数による按分又は実面積によるものとする。

(4) 事前計画の作成等

ア 当該事業の人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、事業着手前までに実施予定時期、実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した事前計画書(要領別紙1-様式第1号)を作成し、局長に提出するものとする。なお、要領第2の1に基づき提出される信州の森林づくり事業予定調書(以下「予定調書」という。)に記載されているものについては、予定調書の提出をもって、事前計画書の提出があったものと見なすことができる。

イ 局長は、アにより提出のあった事前計画書に記載された事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画書を提出した者に対する指導を行うものとする。

ウ 局長は、アにより提出のあった事前計画書に記載された内容を随時とりまとめ、間伐等の事業量や間伐材の供給量の見通し等を明らかにするよう努めるものとする。

エ ア～ウの運用については、環境保全運用2の(3)に準ずる。ただし、当該運用で知事とあるのは、局長と読み替える。

(5) 平成30年度補正予算（第2号）における対象区域及び事業内容

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）における国土強靱化緊急森林対策（立木対策及び森林整備対策に限る。）の緊急対策箇所及び平成30年度に発生した台風や地震等による被害森林で実施する森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業及び森林資源循環利用林道整備事業

(6) 令和元年度予算（臨時・特別の処置分に限る。）における対象区域及び事業内容

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）における国土強靱化緊急森林対策（立木対策及び森林整備対策に限る。）の緊急対策箇所で実施する森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業、森林資源循環利用林道整備事業及び林業専用道整備事業

2 環境林整備事業

(1) 公的森林整備

自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等とする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

(カ) 枝打ち

1の(1)のカに準ずる。

(キ) 除伐

1の(1)のキに準ずる。

(ク) 保育間伐

1の(1)のクに準ずる。

(ケ) 間伐

適正な密度管理等を目的としてXⅡ齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林、立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りでない。）の林分で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。（搬出集積は補助の対象としない。）

a 伐採率

1の(1)のクの(ア)に準ずる。

b 玉切り及び玉切り・整理

1の(1)のクの(イ)に準ずる。

c 補助事業の間隔

1の(1)のキの(イ)に準ずる。

(コ) 更新伐

1の(1)のコに準ずる。ただし、森林経営計画に係る規定及び搬出集積を除く。

(サ) 付帯施設等整備

(ア)～(コ)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備（ただし、(ア)のbについてはこの限りでない。）とする。

なお、要綱第3の(6)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

a 鳥獣害防止施設等整備

1の(1)のサの(ア)に準ずる。ただし、1の(1)のサの(ア)のbの施設改良は、地方公共団体と森林所有者により締結された協定の対象森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行なわれるものを対象とする。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)に準ずる。

d 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(コ)」と読み替える。）

(シ) 森林作業道整備

1の(1)のシに準ずる。（ただし、1の(1)のシにおいて「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(コ)」と読み替え、事前計画に係る規定を除く。）

イ 事業主体

(ア) 市町村（ただし、市町村が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合分、又は、事業を実施する年度の初日からさかのぼって10年以内に寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。）

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

ウ 事業規模等

事業規模は、1施行地の面積が0.1ha以上。

なお、育成複層林において、上層木と下層木を区分して実施する事業地の面積については、上層・下層木の成立本数による按分又は実面積によるものとする。

エ 協定

本事業による施業の実施の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。

オ 分収林契約森林の取扱い

「事業主体が自ら所有する森林」とは、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

(2) 被害森林整備

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林にお

いて、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等とする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

(カ) 枝打ち

1の(1)のカの(ウ)に準ずる。

(キ) 除伐

1の(1)のキに準ずる。

(ク) 保育間伐

1の(1)のクに準ずる。

(ケ) 更新伐

(1)のアの(コ)に準ずる。

(コ) 付帯施設等整備

(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

なお、要綱第3の(5)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当概一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

a 鳥獣害防止施設等整備

1の(1)のサの(ア)に準ずる。ただし、1の(1)のサの(ア)のbの施設改良は、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行なわれるものを対象とする。

b 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)に準ずる。(ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。)

(サ) 森林作業道整備

1の(1)のシに準ずる。(ただし、1の(1)のシにおいて「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替え、事前計画に係る規定を除く。)

(シ) 森林保全再生整備

野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う鳥獣害防止施設等整備であって、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

a 対象地域

野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林については、原則として、「森林被害報告について」(昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知)に基づく林野庁への報告に

より被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

ただし、野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と局長が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

b 対象施設等

1の(1)のサの(ア)のaの(b)又はbに準ずる。

c 連絡調整

事業主体は事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第4条の2に基づく協議会(以下「協議会」という。)が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間、鳥獣被害防止特措法第4条第2項に基づく被害防止計画との関係について協議会との連絡調整を図るものとする。

イ 事業主体

次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 市町村(自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。)
- (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者(自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)
- (ウ) 森林所有者(地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。)

ウ 事業規模等

アの(ア)～(ウ)の事業規模は、1施行地の面積が0.1ha以上。

エ その他

- (ア) 複層林における事業地の面積については、上層・下層木の成立本数による案分によるものとする。
 - (イ) 松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が5パーセント以上の松林(天然林を含む。)において実施することができる。
- (3) 保全松林緊急保護整備

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換(同条第7項に規定する樹種転換をいう。)を行うものとする。

ア 事業区分

(ア) 保全松林健全化整備

「松くい虫被害対策の実施について」(平成9年4月1日付け9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。)に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とし、対象とする事業内容はイのうち衛生伐のみとする。

なお、衛生伐については、松くい虫による被害の程度が激甚でない松林において行うものとする。

(イ) 松林保護樹林帯造成

「松くい虫被害対策の実施について」に基づき樹種転換を行う事業とし、対象とする事業内

容はイのうち衛生伐を除く全てとする。

イ 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

(カ) 除伐

1の(1)のキに準ずる。

(キ) 保育間伐

1の(1)のクに準ずる。

(ク) 衛生伐

松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木(被害木及び侵入竹を含む。)及び不良木の伐倒、搬出集積、破砕、焼却、薬剤処理とする。

(ケ) 更新伐

(1)のアの(コ)に準ずる。

(コ) 付帯施設等整備

(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

なお、要綱第3の(6)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当概一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

a 鳥獣害防止施設等整備

1の(1)のサの(ア)に準ずる。ただし、1の(1)のサの(ア)のbの施設改良は、松林保護樹林帯造成により樹種転換を行う事業を実施した森林において行われるものを対象とする。

b 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)に準ずる。(ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。)

(サ) 森林作業道整備

1の(1)のシに準ずる。(ただし、1の(1)のシにおいて「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替え、事前計画に係る規定を除く。)

ウ 事業主体

市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者(ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)とする。

エ 事業規模等

(3)のイの(ア)～(ケ)の事業規模は、1施行地の面積が0.1ha以上。

3 特定森林再生事業

(1) 森林緊急造成

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う人工造林等とする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

(カ) 除伐

1の(1)のキに準ずる。

ただし、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、Ⅶ齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において実施することができる。

(ク) 付帯施設等整備

(ア)～(カ)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備（ただし、(ア)のbについてはこの限りでない。）とする。

なお、要綱第3の(8)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

a 鳥獣害防止施設等整備

1の(1)のサの(ア)に準ずる。ただし、1の(1)のサの(ア)のbの施設改良は、地方公共団体と森林所有者により締結された協定の対象森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行なわれるものを対象とする。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)に準ずる。

d 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(コ)」と読み替える。）

(シ) 森林作業道整備

1の(1)のシに準ずる。（ただし、1の(1)のシにおいて「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(コ)」と読み替え、事前計画に係る規定を除く。）

イ 事業主体

(ア) 市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森

林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。）

- (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

ウ 事業規模等

1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上。

なお、育成複層林において、上層木と下層木を区分して実施する事業地の面積については、上層・下層木の成立本数による按分又は実面積によるものとする。

エ 協定

本事業による施業の実施の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。

オ 分収林契約森林の取扱い

「事業主体が自ら所有する森林」とは、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林をふくまないものとする。

(2) 被害森林整備

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等とする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

(カ) 枝打ち

1の(1)のカの(ウ)に準ずる。

(キ) 除伐

1の(1)のキに準ずる。

(ク) 保育間伐

1の(1)のクに準ずる。

(ケ) 更新伐

1の(1)のクに準ずる。

(コ) 付帯施設等整備

(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

なお、要綱第3の(8)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

a 鳥獣害防止施設等整備

1の(1)のサの(ア)に準ずる。ただし、1の(1)のサの(ア)のbの施設改良は、地方公共団体と森

林所有者により締結された協定の対象森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行なわれるものを対象とする。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)に準ずる。

d 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)に準ずる。(ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。)

(サ) 森林作業道整備

1の(1)のシに準ずる。(ただし、1の(1)のシにおいて「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。)

(シ) 森林保全再生整備

野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当するものとする。

a 鳥獣害防止施設等整備

野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備及び既設の鳥獣害防止施設(市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。)の改良とする。

b 鳥獣の誘引捕獲

誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等とする。

イ 事業主体

(ア) 市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。)

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)

ウ 事業規模等

1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上。

なお、育成複層林において、上層木と下層木を区分して実施する事業地の面積については、上層・下層木の成立本数による按分又は実面積によるものとする。

エ 協定

本事業による施業の実施の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。

オ 分収林契約森林の取扱い

「事業主体が自ら所有する森林」とは、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林をふくまないものとする。

(3) 保全松林緊急保護整備

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換(同条第7項に規定する樹種転換をいう。)を行うものとする。

ア 事業区分

(ア) 保全松林健全化整備

「松くい虫被害対策の実施について」（平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とし、対象とする事業内容はイのうち衛生伐のみとする。

(イ) 松林保護樹林帯造成

「松くい虫被害対策の実施について」に基づき樹種転換を行う事業とし、対象とする事業内容はイのうち衛生伐を除く全てとする。

イ 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

(カ) 除伐

1の(1)のキに準ずる。

(キ) 保育間伐

1の(1)のクに準ずる。

(ク) 衛生伐

松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。

(ケ) 更新伐

(2)のアの(ケ)に準ずる。

(コ) 付帯施設等整備

(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

なお、要綱第3の(6)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当概一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

a 鳥獣害防止施設等整備

1の(1)のサの(ア)に準ずる。ただし、1の(1)のサの(ア)のbの施設改良は、松林保護樹林帯造成により樹種転換を行う事業を実施した森林において行われるものを対象とする。

b 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)に準ずる。(ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。)

(サ) 森林作業道整備

1の(1)のシに準ずる。(ただし、1の(1)のシにおいて「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替え、事前計画に係る規定を除く。)

ウ 事業主体

市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者とする。

エ 事業規模等

(3)のイの(ア)～(ケ)については、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上。

4 その他

(1) 実行経費による事業及び標準単価の設定がない事業内容を実施する場合は、次により協議を行なうものとする。

ア 事業主体は、予め実施設計書（要領別紙1－様式第2号）を作成し局長と内容を協議するものとする。

イ 局長は、前項の協議が適当と認められる場合には、事業主体に対して協議内容に同意するものとする。

ウ 局長は、前項の同意を行なったときは部長に報告するものとする。

(2) 局長は、毎年度の事業の実績について、別に定めるところにより、部長に提出するものとする。

(3) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉の発生抑制対策の推進について」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

(4) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

第3 補助の適用等

要綱別表の森林環境保全直接支援事業の欄に掲げる1及び2の事業の適用は以下のとおりとする。

1 森林経営計画等に基づく事業

(1) 人工造林及び樹下植栽等について、計画策定者等が森林経営計画、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は実施権配分計画において経営管理実施権の認定を受けた民間事業者以下「森林経営計画等」という。）が、当該計画に基づいて行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採造林届出」という。）書を提出した上で行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの。（新たに森林法第5条に規定する地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）

(2) 間伐及び更新伐について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐のうち、当該計画の森林の経営に関する長期の方針において、当該計画の対象森林に取り込む旨を記載しているもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内に在する要間伐森林において施業代行者として行うものであって、第2の1の(3)のイの(ア)に該当するもの。（この場合、第2の1の(3)のイの(ア)において「森林経営計画ごと」とあるのは、「森林経営計画ごと並びに森林経営計画対象林班及び隣接林班ごと」と読み替える。）

(3) その他の事業内容について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの。

2 1以外の事業

(1) 人工造林及び樹下植栽等について、伐採造林届出書に基づいて行うもの。(新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。)

(2) 除伐、保育間伐、間伐、更新伐について、要間伐森林において施業代行者が実施するもの。(1の(2)に該当するものを除く。)

(3) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、1の(3)に該当しないもの。

3 1の(1)及び2の(1)において、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採に対し、伐採造林届出書を提出しなかったことについて、事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあつては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うこととする。

4 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

(1) 当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合(森林法施行規則第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画(以下「林班計画」という。)が作成できない場合を除く)、又は当該施業を実施する林分が存する同号口に定める区域内に林班計画若しくは同号口に基づく森林経営計画が作成されている場合は、補助金交付申請時に当該林分が森林経営計画の対象森林であること又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。

なお、当該規定の適用については、当該森林経営計画の作成者が事業主体と異なる場合であつて、両者の森林の経営に関する方針が一致しない等、計画作成に係る協議が整わず、当該林分を森林経営計画の対象森林とすることができない場合を除くこととする。この場合は、次項(2)を適用するものとする。

また、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあつては、要綱第3の(2)と同様の取扱とする。

(2) 前項(1)に該当しない場合は、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。

なお、当該施業の実施後、補助金交付申請までの間に(1)に掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、(1)と同様の取扱とする。

5 森林経営計画に基づいて行う保育間伐及び間伐とは、当該計画において間伐として計画されているものに限る。

また、森林経営計画に基づいて行う更新伐とは、当該計画において主伐として計画されているものに限る。

6 1の(2)において、森林経営計画対象林班内で当該計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地については、補助金交付申請時又は申請後に当該計画の対象森林に取り込むことを確認できるものに限る。

また、隣接林班内で当該計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地については、当該計画の森林の経営に関する長期の方針において、当該計画の対象森林に取り込む旨を記載しているものに限る。

なお、森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあつては、要綱第3の(2)と同様の取扱とする。

- 7 特定間伐等促進計画に基づき、集約化実施計画の対象森林において、間伐又は更新伐を複数の施行地で実施する場合については、全ての施行地が同一の集約化実施区域内にあることとし、その実施に当たっては、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」の運用について」（平成26年9月1日付け26林整整第422号）によるものとする。

第4 補助金額の計算

補助金額等の算出は、以下によるものとする。

- 1 標準単価（部長が別に定めるもののほか、第2の3の(1)の規定に基づく協議により局長が定めたものを含む。）が適用できる事業に係る補助金額は、次の計算式によるものとする。
標準単価×（1＋間接費率）×事業量＝標準経費（千円未満切捨。）
標準経費×補助率＝補助金額（百円未満切捨。以下同じ。）
- 2 第2の2の(2)のアの(シ)及び第2の3の(2)のアの(シ)のうち標準単価の設定のある事業内容に係る補助金額は、1により算出した標準経費と実行経費（千円未満切捨。以下同じ）とのいずれか低い額に補助率を乗じてもとめるものとし、標準単価の設定のない事業内容に係る補助金額は、実行経費（千円未満切捨。）に補助率を乗じてもとめるものとする。
- 3 市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち4により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、1により算出した標準経費と実行経費（千円未満切捨。）とのいずれか低い額に補助率を乗じてもとめるものとする。
- 4 森林作業道整備のうち、標準単価が適用できない部分がある場合の補助金額は、当該部分について森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づいて積算された経費と標準単価が適用できる部分に係る標準経費を合算した額（事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該合算額（千円未満切捨。）と実行経費とのいずれか低い額）に補助率を乗じて求めるものとする。
- 5 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施した事業にあっては、第2の3の(1)の規定により、これに適用する標準単価を定めることができるものとする。
- 6 補助金額に含まれる国の補助金額については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日林整整第885号林野庁長官通知）第1の1の(4)、2の(1)のエ、(2)のエ、(3)のオ及び環境保全運用4の規定によるものとし、端数処理は1～4に準ずるものとする。

第5 補助金交付申請

1 交付申請書

事業主体は、原則として事業の終了後すみやかに局長に次により補助金交付の申請を行うものとする。

- (1) 事業主体は、補助対象者としての権限の有無を確認のうえ申請するものとする。
- (2) 補助金交付申請は、要綱第4第1項に規定する信州の森林づくり事業（森林環境保全整備事業）補助金交付申請書（要領別紙1－様式第3号）に別表1で示すもののうち提出書類を添付して行うものとする。また、別表1で示すもののうち調査時提示書類は調査時に提示するものとする。なお、県が作成した信州の森林づくり事業補助金交付事務システム（以下「造林システム」という。）による場合は、造林システムより出力される様式をもって、以下の該当様式に替えることができる。

2 交付申請の単位

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを4に規定する提出期限ごとに一括して交付申請を行うものとする。

また、森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画に基づいて行う場合は当該計画ごと（森林経営計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含み、第2の1の(3)のイの(ア)のただし書きの場合は旧森林経営計画を含む。）、特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は集約化実施計画（森林共同施業団地対象民有林で実施されるものにあつては森林共同施業団地）ごとに、第2の1の(3)のイに定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまりを単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法
- (2) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と要領第8の1に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法
- (3) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、要領第8の1に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

3 交付申請関係書類

(1) 実測図

前1の(2)のオに規定する実測図は、次のとおり作成する。

ア 実測図は、事業の種類ごとに作成する。

イ 測量

(ア) 面積及び延長の把握は実測を原則とし、測量に用いる機械はポケットコンパス又はそれ以上の精度を有するものとし、起点(BP)を簡易な方法で現地に表示するものとする。起点及び、主要な測点については、杭を設置すると共に、他測点についても簡易な方法で現地表示するものとする。ただし、それ以上の精度を有すると認められる既存の図面が利用できるときは、測量を省略できることとし、実測図にその根拠を明示するものとする。

(イ) 測量精度は、閉合トラバース測量における閉合比が100分の1以内とする。

(ロ) 実測野帳は、所定の様式（要領別紙1－様式第8号）又はこれに準じたものを使用すること。

(ハ) 植栽作業等に施行地として認める外周は、原則として、外側の植栽木の樹幹から1mの範囲内であり、かつ、地拵えが完了している区域とする。伐採作業等の補助対象区域は、当該作業において一体として取扱う樹木を包括する森林の区域とする。

(ニ) 事業施行地内の道路敷（既設森林作業道（間伐及び更新伐と一体的に開設したものは除く。）を含む。）、岩石地、崩壊地等の植栽不可能地や不良造林地等で1カ所の面積が0.01ha以上のものは、除地として除外すること。

ウ 作図等

(ア) 縮尺は、1施行地1ha未満の事業地にあつては1,000分の1、1ha以上の事業地にあつては3,000分の1を標準とする。

(イ) 面積の算出はプランメーター（3回測定）又は三斜法若しくはこれ以上の精度を有する方法により算出するものとし、計算経過を実測図余白に記載又は添付すること。補助金の算出には小数点第3位以下を切り捨てた面積を用いる。

(ロ) 延長の算出について、森林作業道の延長は水平距離とし、鳥獣害防止施設等整備の侵入防止柵の延長は、斜距離とする。補助金の算出には、整数未満切り捨てた延長を用いる。

(ハ) 前項(ロ)の除地については、施行地（施行地と第6の3の(2)に規定する査定単位が異なる

場合は、査定単位とする。)ごとに、集計した面積の小数点第3位以下を切上げて控除する。

(2) 施業地の施行管理について

ア 人工造林、樹下植栽等、雪起こし、伐倒木起こし、枝打ち、除伐(不用木の除去のみ実施する場合を除く。)、保育間伐、間伐、更新伐(長期育成循環施業のモザイク林誘導型を除く。)及び鳥獣害防止施設等整備の実施にあたっては、1箇所あたり100㎡以上の管理プロットを設置し、次のとおり、施業地の施行管理を行うこととし、補助金の申請に係る植栽本数、伐採率、実施率は管理プロットの結果をもって行う。

(ア) 管理プロットの設置は5haに1箇所以上の頻度で施行地の標準的な箇所に設置することとする。

(イ) 複数の林況がある場合は林況毎に偏りが無く設置することとする。

イ 森林作業道は測点毎に地山勾配を測定するものとし、地山勾配を実測野帳に記載する。ただし前後の測点と同勾配であれば省略できるものとする。

(3) 施行写真

事業主体は、施行地ごとに別表2で示す写真を下記に基づき撮影するものとする。

ア 写真については次の(ア)～(オ)の表示を行った黒板等を併せて撮影するものとする。

(ア) 森林所在地(市町村名、林班番号、団地名)

(イ) 作業種(植栽、除伐、間伐等)

(ウ) 数量(ha、m)(着手前であって数量が未確定な場合は省略できる。)

(エ) 撮影日

(オ) 撮影段階(施行前、施業中、完了、測量状況)

イ 施行地又は査定単位に複数の林況がある場合は林況毎に偏り無く撮影するものとする。

ウ 施行写真の撮影に当たってはGPS機能付きカメラで撮影を行う又はGPSデータロガーにより位置情報を付加する等により、原則位置情報を持った写真データを整備・保存することとする。

(4) 補助金交付申請関係書類に記載する間伐、更新伐に係る面積について、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。

4 申請書の提出期限

要綱第4第の3項に規定する申請書の提出期限は次のとおりとする。ただし、市町村が請負に付した第2の2の(3)の事業についてはこの限りでない。

(1) 第1回目 4月20日

(2) 第2回目 6月20日

(3) 第3回目 8月20日

(4) 第4回目 10月20日

(5) 第5回目 12月20日

5 申請期限の延長

(1) 事業主体は次のア又はイに該当する場合において、12月20日までに第5回目の提出期限の延長を局長に協議(要領別紙1-様式第1-2号)できるものとする。なお、延長期間は必要最小限とし、最大延長期間は1月31日までとする。

ア 申請箇所が事前調査済みであり、完了の確認が出来ている場合。

イ 申請箇所が1月31日までに調査が可能な場合。

(2) 局長は前項に基づき申請期限の延長協議があった場合は、内容を確認し、以下のすべてに該当する場合は申請期限の延長に同意(要領別紙1-様式第1-3号)し、部長に報告(要領別紙1-様式第1-4号)するものとする。

- ア 1月31日までに調査が可能な場合。
- イ 2月10日までに年度内執行額を部長に報告が可能な場合。
- ウ やむを得ないと認められる場合。

第6 補助金の交付

1 事業実行総括表の作成

局長は、事業主体等から提出された申請書等に基づいて、森林環境保全整備事業実行総括表を取りまとめ、事業量を把握する。

2 事業調査

局長は、森林環境保全整備事業補助金交付申請書の提出があったものについては、別に定める信州の森林づくり事業調査要領（以下「調査要領」という。）により速やかに事業調査を行い、結果を別に定める調査調書に取りまとめるものとする。

3 補助金の査定

(1) 間伐、更新伐の施行地に係る補助対象面積は、既設の森林作業道（「森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているもの。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

(2) 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る補助金額は、同一の申請単位に係る別表1に定める伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとめ（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐又は更新伐の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、市町村が請負に付して実行した事業の査定単位については、第4の3により算定するものとする。

また、査定単位の一部に、次ぎのアからエに挙げる間伐又は更新伐が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

ア 第2の1の(1)のウの(ク)のただし書きの規定に基づいて行った更新伐

イ 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積が10立方メートルに満たない間伐又は更新伐

ウ 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

エ 路網や作業ポイントが異なる間伐又は更新伐

(3) 雪起こしの施行地の面積は、造林木の成立本数の30%以上が倒伏した林分の区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は実作業区域面積とする。

(4) 気象害等による被害森林で行う森林整備の施行地の面積は、被害区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は、実作業区域面積とする。

(5) 第3の森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画において計画された施業及び当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）並びに当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし、倒木起こし並びに保育間伐及び

更新伐であって気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施するものを含む。

- (6) 第3の1の(2)の森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。(7)において同じ。)を含む。
- (7) 第3の1の(2)の森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの、2の(1)の伐採造林届出書に基づいて行うもの及び(2)の施業代行者が実施するものには、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。

4 調査調書兼復命書の作成

局長は、事業調査の結果適当と認めた箇所については、調査要領に規定する調査調書兼復命書（以下「復命書」という。）を作成する。

5 補助金の算出

- (1) 局長は、復命書に基づき補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書（要領別紙1－様式第15号）を作成するものとする。
- (2) 局長は、前号により補助金を算出したときは、森林整備補助金交付明細書を部長に提出するものとする。

6 補助金の交付及び確定

局長は、前4に基づき、申請者に対して規則第6条に規定する交付決定及び第13条に規定する確定を通知（要領別紙1－様式第16号）するものとする。この場合、あわせて次のことを指導するものとする。

- (1) 補助金の内訳は、森林整備補助金交付明細書のとおりであること。
- (2) 規則、要綱及び本要領の規定に従わなければならないこと。
- (3) 施行地の適正な保護管理のため、森林保険への加入に努めること。
- (4) その他局長が必要と認めること。

7 市町村等への通知

- (1) 局長は、6に基づき補助金の交付及び確定をしたときは、結果を市町村長に通知（要領別紙1－様式第17号）するものとする。
- (2) 森林整備協定造林として補助金の交付及び確定をしたときは、森林整備協定を締結している地方公共団体に結果を通知（要領別紙1－様式第18号）するものとする。

8 補助金の請求

事業主体等は、6の確定通知に基づき、補助金の請求をしようとするときは、信州の森林づくり事業（森林環境保全整備事業補助金交付請求書（要領別紙1－様式第19号）を局長に提出するものとする。

9 森林整備協定造林実施報告書

7の(2)の通知のあった地方公共団体は、費用負担が確定した後、局長に森林整備協定造林実施報告書（要領別紙1－様式第20号）を提出するものとする。

第7 大規模事業地等における補助申請等

森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐が第5の2に規定する交付申請の単位において10ha以上となる場合又は事業主体が市町村等の請負による事業の場合は、「大規模事業地等」として一体

的に実施する森林作業道整備も含めて以下のとおり補助金の交付申請等が出来るものとする。

1 事業計画

- (1) 事業主体は、第2の1の(4)に規定する事前計画書に合わせて森林環境保全整備事業（大規模事業地等）計画承認申請書（要領別紙1－様式第21号）を局長に提出するものとする。大規模事業地における補助申請手続きは、上記の他以下のとおり出来るものとする。
- (2) 局長は、前号の規定による計画書の提出があったときは、内容を確認し事業計画の承認を行うものとする。

2 早期着手

- (1) 事業主体は、補助金交付決定前に対象とする補助事業等に着手することはできない。
ただし、1の(2)の承認を受けた個所で、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。
 - ア 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
 - イ 事業の実施に長期間を有するとき。
 - ウ 早期着手により事業費の増額防止が予想できるとき。
 - エ 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。
- (2) 事業主体は早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（要領別紙1－様式第22号）を局長に提出する。
- (3) 局長は、(2)の協議があり、(1)のただし書に該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して同意（要領別紙1－様式第23号）する。
 - ア 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
 - イ 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。
- (4) 局長は、前項の同意をしたときは、速やかに早期着手報告書（要領別紙1－様式第24号）を部長に提出する。

3 補助金交付申請及び交付決定

- (1) 局長は、第7の1の規定により承認済の事業計画書に基づき、予算の範囲内で事業主体に補助金の内示をする。
- (2) 前項の内示を受けた事業体は、速やかに信州の森林づくり事業（森林環境保全整備事業（大規模事業地等））補助金交付申請書（要領別紙1－様式第25号）に別表1で示すもののうち実行内訳書、位置図、実行経費内訳書（市町村が請負に付した事業及び森林作業道整備のうち標準単価が適用できない場合。）、施業図、実測図を添付して局長に提出する。なお、造林システムにより出力される様式をもって該当様式に替えることができる。
- (3) 局長は、(2)の補助金交付申請書の内容を審査の上、補助金の交付決定（要領別紙1－様式第26号）をする。
- (4) 補助金の適用等
第3に準ずる。
- (5) 補助金の算出
第4に準ずる。

4 補助金の変更

- (1) 事業主体は、補助金の変更が生じたときは、次の区分ごとに必要な手続きを速やかに行なうものとする。ただし、変更の手続きは2月10日（気象害等やむを得ない場合この限りでない。）までとする。
 - ア 重要変更

(ア) 事業主体は、補助事業に要す経費の配分又は補助事業の内容に変更（軽微な変更による場合を除く。）が生じたときは速やかに森林環境保全整備事業（大規模事業地等）変更承認申請書（要領別紙1－様式第27号）を局長に申請する。

(イ) 局長は、(ア)の申請があった場合は、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは、変更承認を行うとともに、必要な場合は変更内示をする。

(ウ) 事業主体は、変更内示があったときは、森林環境保全整備事業（大規模事業地等）補助金変更交付申請書（要領別紙1－様式第28号）を局長に提出する。

イ 軽微変更

軽微な変更は、事業区分ごとの補助金額の3割以内の増減及び年度内の完了期限の延長とし、変更手続きは次のとおりとする。

(ア) 事業主体は、当該変更が生じたときは速やかに変更報告書（要領別紙1－様式第29号）を局長に提出する。

(イ) 事業主体は、前号の報告と同時に補助金額を変更する必要がある場合は、補助金変更交付申請書を提出する。

(2) 局長は、アの(ウ)又はイの(イ)により補助金変更交付申請書の提出があった場合は、事業主体に速やかに森林環境保全整備事業（大規模事業地等）補助金変更交付決定（要領別紙1－様式第30号）をする。

5 事業の中止、廃止、完了期限延長

(1) 事業主体は、事業の中止、廃止及び完了期限延長（国への協議が必要なものに限る。）をしようとするときは、承認申請書（要領別紙1－様式第31号）を、局長に提出する。

(2) 局長は、申請の内容を審査し、適当と認めるときは承認する。

6 実績報告書

事業主体は、事業が完了したときは、森林環境保全整備事業（大規模事業地等）実績報告書（要領別紙1－様式第32号）に第5の1及び3に準ずる関係書類（交付申請書は除く提出書類。）を添付して局長に提出する。また、第5の1に規定する提示書類は、調査時提示するものとする。

7 事業調査及び補助金の査定

局長は、実績報告書又は概算払請求書の提出があったときは、速やかに第6の2及び3に準じて調査及び補助金の査定を行う。

8 調査調書兼復命書の作成

第6の4に準ずる。

9 補助金の確定

局長は、実績報告書に基づく調査を実施した結果、適当と認められるときは、申請者に対して補助金額の確定をするものとする。

10 補助金の請求

要綱第6に規定する補助金交付の請求は、信州の森林づくり事業（森林環境保全整備事業（大規模事業地等））補助金交付請求書（要領別紙1－様式第33号）により行うものとする。

ただし、概算払による補助金の請求は、実施済面積に10～20m³/haの搬出材積に応じた補助金額を乗じた額（ただし、第6の3の規定による査定単位が明らかに区分される場合の当該査定単位の補助金額及び森林作業道整備の完了区間分で当該区間の補助金額が明らかでない場合はその額とすることができる。）を上限とし、概算払補助金請求内訳書（要領別紙1－様式第34号）を添えて提出しなければならない。

11 繰越

(1) 事業主体は、原則として、3の(3)により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越すことはできない。

ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、この限りではない。

ア 事故繰越

財政法（昭和22年法律第34号）第42条のただし書きの規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合（3月31日までに債務が確定しないもの）に繰越すもの

イ 明許繰越

財政法第14条の3の第1項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払いの終わらない見込みのあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの

- (2) 事業主体は、(1)のア、イに掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、森林環境保全整備事業（大規模事業地等）繰越承認申請書（要領別紙1－様式第35号）を、事業実施年度の1月31日（(1)のアの場合は3月31日）までに局長に提出するものとする。
- (3) 局長は、(2)の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から2週間以内に部長に意見書を付して進達するものとする。
- (4) 部長は、(3)の規定による進達があったときは、国と調整を行い、議会の議決を得た上で、局長を経由し事業主体に対し、繰越承認申請を行うものとする。
- (5) 事業主体は、第4四半期において、10の規定による概算払いの請求をしようとするときは、前号の規定により承認を受けた繰越事業のうち、繰越額に相当する補助金額を除いて請求するものとする。